

2021年度（令和3年度）福山市「ふるさと納税」返礼品（産品・サービス）取扱事業者募集要項

1 目的

福山市（以下「本市」という。）に対して寄附（ふるさと納税）を行っていただいた方へ感謝の意を表するとともに、寄附者が「ふるさと納税」を契機として福山の魅力に触れることにより、将来にわたって福山を応援したくなるような「福山ならではの」魅力溢れる返礼品を提供するため、返礼品となる産品またはサービスを提供する法人、団体又は個人事業者（以下、「取扱事業者」という。）を募集します。

2 募集条件

（1）取扱事業者について

次の要件に全て適合すること。

ア 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。

イ 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、畑等の生産拠点のいずれかが本市内にある法人・団体又は個人事業者であること。

ウ 返礼品の受発注及び納品の管理等のため、電話等の通信手段やインターネットに接続できる環境を有すること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者ではないこと。

オ 返礼品を用意するため、下請契約その他の契約を締結するにあたり、上記オに該当することを知らず相手方と契約を締結していないこと。

カ 送付作業を含め、寄附者への返礼品発送作業が行えること。

キ 返礼品の安定的供給を確保するため、次の要件を満たしていること。

（ア）返礼品としてであるかを問わず、過去に提案内容と同一又は類似の物品を複数回発送した実績があること。

（イ）一つの法人、団体又は個人事業者でサービス等の提供が可能であること。

（2）返礼品について

次の要件を全て満たしている物品であること。

ア 福山市内で生産・加工された「産品」または福山市内で提供される「サービス」で次のいずれかのテーマに関連するもの

- ・ばら
- ・鞆の浦
- ・デニム
- ・福山城

イ 福山の魅力やイメージ向上、広報・PRに資するものであること。

ウ 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）や、同日付総務省市町村税課長文書第17号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」及び同日付総務省市町村税課事務連絡「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」に適合するものであること。

【参考】地場産品基準

- 一 本市内において生産されたものであること。
- 二 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

エ 公序良俗に反しないものであること。

オ 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。

カ 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品等とすることについて生産者の同意を得ていること。

キ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く）。

ク 食料品・飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後一定期間の賞味期限が保証されていること。

ケ キャラクター等を使用する場合等、取扱事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

コ 本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。

(3) 返礼品の価格及び寄附金額の設定

ア 返礼品の価格は、上限は税込み10万円の範囲内で提案してください。

イ 寄附金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に3分の10をかけた額（千円未満切り上げ）を基本として、本市が決定します。

3 募集スケジュール

提案募集開始 9月15日（水）

提案受付期限 10月4日（月）

4 提案受付

(1) 返礼品品目数の調整等

ア 1事業者あたりの応募品目数に制限はありませんが、最終的に登録する返礼品の数は、参加事業者の状況や提案内容を踏まえて制限を行う場合があります。

イ 複数の応募者から同一内容又は類似の提案があった際には、提案内容を比較考量の上、より本件募集の趣旨に合致した提案を採用させていただく場合があります。

(2) 提出書類

福山市「ふるさと納税」返礼品事業参加申出書兼提案書（様式1）

(3) 提出方法，提出先アドレス

E-mail ; furusato@htv.jp

5 お問い合わせ先

福山市市長公室情報発信課（都市ブランド担当）

〒720-8501 福山市東桜町3-5

電話 084-928-1135 FAX 084-931-2056

E-mail ; bara-kifu@city.fukuyama.hiroshima.jp

6 取扱事業者の決定

(1) 応募者からの提案について，福山市ふるさと納税返礼品選定委員会（福山市，福山商工会議所，神辺町商工会，沼隈内海商工会，福山北商工会，福山あしな商工会）が評価を行い，その結果を踏まえて市長が決定します。

(2) 本市は，決定した内容について，11月上旬に福山市ホームページにおいて発表します。

7 附則

この要項は，2021年（令和3年）9月15日から施行します。